

後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、令和3年7月31日（土）までとなっています。

新しい保険証（黄色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、令和3年8月1日（日）からは新しい保険証（黄色）をお使いください。

新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、令和3年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（水色）は、令和3年8月1日以降に、南阿蘇村役場健康推進課へ返却いただくか、個人情報に十分注意し、各自で破棄していただいても構いません。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者



一部負担金の割合は
(病院などでの窓口負担) **3割**

上記条件（負担割合3割）に該当しない世帯の被保険者



一部負担金の割合は
(病院などでの窓口負担) **1割**

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の手続きなどのお知らせ

●現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）・「限度額適用認定証」（ピンク）をお持ちの人
令和3年7月31日（土）で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）または「限度額適用認定証」（ピンク）を7月中に郵送します。令和3年8月1日（日）からご使用ください。

●新しく申請が必要な人

以下の人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に利用できますので、南阿蘇村役場健康推進課窓口にて申請してください。

- ①世帯の全員が住民税非課税の人（年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算）
- ②住民税課税所得145万円以上689万円以下の人

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

入院・外来時の自己負担限度額および 入院時の食事代

負担割合	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食当たり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の人)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <4回目以降140,100円> (※1)		460円 指定難病患者の人 などは260円の 場合もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の人)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <4回目以降93,000円> (※1)			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の人)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降44,400円> (※1)			発行あり 申請が必要
1割	一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 <4回目以降44,400円> (※1)		発行なし 申請不要
	区分Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	過去12カ月で 90日までの入院 210円 過去12カ月で 91日目からの入院 160円 (※4)	発行あり 申請が必要
	区分Ⅰ (※3)	8,000円	15,000円	100円	発行あり 申請が必要

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

(※1) 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合は〈 〉内の金額となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の人(年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算)。

(※4) 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL (67) 2704